

再 評 価 書

箇所名	長島地区海岸		事業区分	海岸高潮対策事業	課名	港湾・海岸課
事業概要	工期 (下段当初)	H19年～H29年	全体事業費 (下段当初)	4,319百万円(負担率:国1/2:県1/2:他0)		
		H19年～H29年		4,319百万円(負担率:国1/2:県1/2:他0)		
事業目的及び内容						
<p>・事業目的 長島地区海岸は、伊勢湾に面し、三重県と愛知県の県境付近を流れる揖斐川と木曾川に挟まれた延長約 1.4km の海岸です。 長島地区は、伊勢湾に面し、木曾川・揖斐川に挟まれた海拔ゼロメートル地帯で内閣府が指定した、南海トラフ地震防災対策推進地域です。 また、地質調査の結果、地震により液状化の危険性が高い地盤であることがわかりました。 このことから地震で堤防が崩壊・沈下した場合、その後の津波・高波浪・高潮により背後のナガシマリゾートや住宅等に甚大な浸水被害が想定されるため、本事業は「地震による堤防の崩壊・沈下を防ぎ、その後の津波・高波浪・高潮から背後の生命・財産を守る。」ことを目的としています。</p> <p>・事業内容 事業延長：堤防工（耐震補強・波返し）L=1,398m 事業期間：平成19年度～平成29年度（予定） 総事業費：約43億円</p>						
事業主体の再評価結果						
1 再評価を行った理由						
平成19年に採択され、10年が経過し、なお継続中の事業であることから、三重県公共事業再評価実施要綱 第2条(2)に基づき再評価をおこないました。						
2 事業の進捗状況と今後の見込み						
2-1 事業の進捗状況（工事着手：平成19年度）						
平成27年度末時点での進捗率は下記の表になります。						
(単位：千円)						
工種名	全体計画	施工済み (平成27年度末)			残事業	
堤防工			} 81%	}		
・耐震補強（堤内）	1,164m	684m				480m
・耐震補強（堤外）	1,398m	1,398m				0m
・波返し	1,398m	938m	67%		460m	
事業費	4,318,606	3,638,606	84%		680,000	
2-2 今後の見込み						
平成28年度は、陸側耐震補強260m、平成29年度は、陸側耐震補強220mと、波返し460mを実施し、事業完了を図る予定です。						
3 事業を巡る社会経済情勢等の変化						
堤防背後の商業施設の入込客数は近年増加傾向で、長島地区の世帯数及び事業所数も増加傾向です。						
また、平成26年度は、桑名市全域で大規模な避難訓練が実施されるなど、地域住民の防災意識は向上しています。						
背後地の地域開発の状況は1964年にナガシマリゾート、1976年に長島スポーツランド、1998年に「なばなの里」の営業が開始され、2002年には伊勢湾岸自動車道の長島ICが供用開始、ジャズドリーム長島も開業するなど沿岸部の地域開発が進みました。また、1962年以降、宅地開発も進んでいます。						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

海岸名	解析年	便益 (B)	費用 (C)	B/C
長島地区海岸	H28年	471.3億円	49.3億円	9.6

4-2 その他の効果

堤防法面には緊急避難用の階段工を設置したことで、緊急時に堤外側からの速やかな避難が可能となります。

4-3 地元の意向

長島地区の自治会長へのアンケートでは、地震・津波等による町内の浸水への心配が多数上がっております。

また、平成28年度には、桑名市から、地震に対する住民の不安も大きいこと、また地盤が低い長島地区での被害が懸念されることから、耐震化対策事業の早期完成を要望されています。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

当該事業は、基本的には鋼材の矢板を機械で打ち込む工事であるためコスト削減の余地はあまりございませんが、少しでもコスト削減を図るために地盤の状況に応じて工区分けを行い、適切な矢板形式及び矢板長を選定し、不要な鋼材を減らすことができ、コスト削減を図りました。

5-2 代替案

地震による液状化に対応できる工法が必要であり、他の工法として考えられる深層混合処理工法を比較しましたが、施工性や経済性だけでなく、周辺土壌や河川、地下水への影響を考慮しても、現在の工法である鋼材工法が優位と考えられますので、残事業についても鋼材工法で実施することを考えております。

再評価の経緯

当事業は、今回が初回の再評価となるため、過去からの再評価の経緯はありません。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて、再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。